

千ス協 第93号
令和2年7月2日

加盟団体長 様

公益財団法人千葉県スポーツ協会
理事長 大野 敬三
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う各加盟団体が主催する事業等の
取り扱いについて (通知)

日頃より、本県のスポーツ推進に、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、緊急事態宣言解除後の各加盟団体が主催する事業等の取り扱いにつきましては、令和2年6月8日付け千ス協第72号にて対応をお願いしてきたところですが、この度、県教育委員会より部活動実施上の留意事項の変更が通知されたことに伴い、今後の対応について以下の通り変更することとしました。

つきましては、関係者並びに関係団体へも周知していただき、適切にご対応いただきますようお願い申し上げます。

今後も国の動向や県の対応・対策を踏まえ、お知らせしている内容等に変更がありましたら、適宜通知いたします。

記

- 1 各加盟団体が主催する大会等の開催について
 - ・大会の規模や地域性、競技の特性によって開催可否を判断し、開催にあたってはスポーツ庁及び県からの要請や、日本スポーツ協会の定める「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、各中央競技団体が作成するガイドラインにより必要な感染予防策を講じるとともに、使用する施設の管理者とも十分協議し、感染のリスクを排除することが困難であると判断される場合は、開催を中止する。
 - ・部活動実施上の留意事項に準じて、児童、生徒が参加する大会等については、7月15日以降に開催可能とする。
- 2 各加盟団体が実施する練習会等について
 - ・実施の検討にあたっては、その規模や地域性、競技の特性をもとに、上記のガイドラインに則って必要な感染予防策を策定するとともに、使用する施設の管理者とも十分協議し、感染のリスクを排除することが困難であると判断される場合は、実施を中止する。
 - ・実施に際しては、感染防止策を確実に実施して感染の拡大防止に努めるとともに、その内容をあらかじめ参加者に周知し、参加について同意を得る。
 - ・参加者のコンディションに配慮して適切な運動強度で実施し、けがや熱中症の防止に努める。
 - ・宿泊を伴う県外遠征、強化合宿等については、7月15日以降に実施可能とするが、宿泊先の密を避けるため、1人1部屋を確保するとともに、バス等の移動手段や食事、ミーティング等においても「3密」の回避に配慮し、必要な対策を講じる。

【問い合わせ先】

公益財団法人千葉県スポーツ協会
TEL 043-254-0023
FAX 043-254-0990